

(別添2)

事 務 連 絡
平成20年10月16日

農林水産省消費安全局消費安全政策課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基 準 審 査 課
監 視 安 全 課

食品中へのメラミン混入の取扱いについて

今般、別添のとおり検疫所及び都道府県等あて通知したので連絡します。
については、関係業界団体等に対する当該内容の周知方、御協力願います。
また、メラミンの混入が確認された場合にあつては、関係行政機関へ迅速に報告するよう、引き続き周知をお願いします。

食安基発第 1016002 号
食安監発第 1016001 号
平成 20 年 10 月 16 日

各検疫所長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基 準 審 査 課 長
監 視 安 全 課 長
(公 印 省 略)

飼料等に由来する食品中のメラミン残留の取扱いについて

先般より、中国においては、家畜用飼料等へのメラミンの不正使用事案の発生が報告されており、メラミンが混入した飼料を給餌された家畜や養殖魚等への残留が懸念されているところです。

については、飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合の取扱いについては、その安全性確保の観点から、当面、下記のとおりとするので、御了知の上、輸入者等関係事業者に対する周知指導方、よろしく申し上げます。

なお、メラミンを意図的に添加した食品にあつては、引き続き、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条違反として措置するとともに、その他の事由によりメラミンの残留が確認された場合にあつては、別途照会願います。

記

食品中からメラミンが 2.5 mg/kg を超えて検出された場合にあつては、輸入者に対し、自主的に当該食品の回収等の措置を講じるよう指導すること。ただし、乳児用に使用される食品にあつては、メラミンが検出されてはならないものとして取扱うこと。

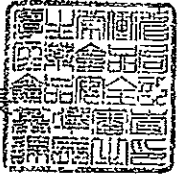
食安基発第 1016003 号
食安監発第 1016002 号
平成 20 年 10 月 16 日

各

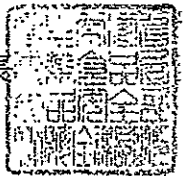
都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
基 準 審 査 課 長



監 視 安 全 課 長



飼料等に由来する食品中のメラミン残留の取扱いについて

先般より、中国においては、家畜用飼料等へのメラミンの不正使用事案の発生が報告されており、メラミンが混入した飼料を給餌された家畜や養殖魚等への残留が懸念されているところです。

については、飼料等から食品中への間接的なメラミンの残留が確認された場合の取扱いについては、その安全性確保の観点から、当面、下記のとおりとするので、御了知の上、関係事業者に対する周知指導方、よろしく申し上げます。

なお、メラミンを意図的に添加した食品にあっては、引き続き、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条違反として措置するとともに、その他の事由によりメラミンの残留が確認された場合にあっては、別途照会願います。

記

食品中からメラミンが 2.5 mg/kg を超えて検出された場合にあっては、関係事業者に対し、自主的に当該食品の回収等の措置を講じるよう指導すること。ただし、乳児用に使用される食品にあっては、メラミンが検出されてはならないものとして取扱うこと。